

## 現代を如何に生きるか 公共哲学の視点から

山脇直司 東京大学教授 講演録

2006年1月6日 於：仙台市

「財団法人 日本教育公務員弘済会支部 宮城県教育公務員弘済会」主催、「第34回研究助成金贈呈式記念講演」を、演者と主催者の快諾を得て転載させていただいています。

### 駒場キャンパスの特徴 自己紹介を兼ねて

ご紹介に預かりました山脇直司と申します。私は約18年間、東京大学の駒場キャンパスというところで授業を行っております。あえて駒場キャンパスと申しましたのは、皆様にご存知かと思いますが、東京大学の中には大きく分けて二つのキャンパスがあります。現在は柏のほうにもキャンパスができましたので、三つになりましたけれども、規模という点では、本郷キャンパスと駒場キャンパスの二つで東大は代表されるでしょう。本郷キャンパスには伝統的な九つの学部がありまして、特に東京大学法学部という非常にフェイマスかインファマスかその辺は微妙でございますけれども、そういう日本のエリート層を作っている学部等が集中しております。それに対して私が所属している駒場キャンパスは、渋谷から井の頭線で二つ目の駅を降りてすぐの所にあり、教養学部をメインとしています。旧制一高が戦後大きくなり、教養学部となったのですが、東大に入ったばかりの一、二年生は文系も理系も全員そこで学んで、一定の単位を修めなければなりません。その後一部の優秀な学生が教養学部の専門課程に進みます。更に総合文化研究科という名前の大学院もありまして、各私立の大学からも優秀な学生の他に、留学生もかなり進学してきます。ですから私は、一二年生・三四年生、大学院という三つのレベルで授業を受け持っています。しかし、駒場キャンパスの特徴として私が何よりも強調したいのは、本郷キャンパスの縦割りの学部組織ないし専門主義というものと違い、いわゆる横割りといえますか、学際あるいは学問横断的な研究スタイルを重視する学問観、専門をふまえつつ広い視野で、たとえば政治、経済、文化と分化されている領域を、できるだけ統合する形で研究していくという学風であります。

それで今日は、公共哲学という皆さんにとっては耳新しい学問、これはある意味で駒場キャンパスならではの学際的・諸学横断的な学問ですが、そういった視点から、現代を如何に生きるかというテーマについて一時間お話をさせていただくと存じます。

### 世界史のうねりと現代

最初に現代を如何に生きるかということで、「現代って何だろう、どういう時代に私たちは生きているのだろうか」ということからお話いたします。私は授業では社会思想史と公共哲学ないし社会科学基礎理論といった科目を担当しております。社会思想史を担当するときは、どういう時代に我々は生きているのだろうかということを学生に示唆しながら授業を進

めていますけれども、今ちょうど、高橋道郎先生が『教弘通信』の中で、明治維新、戦後改革に続く日本近現代史第三の大変革期の中で我々も子供たちも生きている、というようなことを書かれている箇所を眼にしました。これを辿ると、日本史の中では、1868年、1945年、そして2006年ですね（西暦はキリスト教由来のものですけれども、万国共通に使われていますのでこれを使わせていただきます）。1868年は明治維新、1945年8月は敗戦、そして2006年は現在と、それぞれ歴史の大きなうねりの年であろうかと思えます。しかし、もう少し視野を広げて世界史の流れで考えてみましょう。1868年の明治維新も1945年の敗戦も戦後の始まりも、世界史のうねりの中での大きな出来事であったことは確かですし、そういった意味で、2006年の現在も新しい世界史の流れの中にあり、その中に私たちは生きているのだという確認からはじめていきたいと思えます。

近・現代史において、大きくその前と後では時代の意味や状況が変わったという大変革があった年がありました。たとえば、フランス革命が起こった1789年です。この前後では時代が大きく変わっております。それから少し飛びますが第一次大戦が始まった1914年の前と後では、世界史の意味がかなり変わります。第二次大戦が終焉した1945年も、世界史が変わった大きな年でした。最近の事例では1989年の11月、ベルリンの壁崩壊によって、世界史の動きが激変しました。瞬く間に社会主義諸国の体制が変わったのみならず、1917年以降続いていたソビエトという国がなくなってしまいました。さらに、2001年9月11日にニューヨーク同時多発テロが起こり、その後、時代の雰囲気さがらり変わりました。社会科学や哲学系の国際会議に出ますと、こうした激変に伴って、従来の思考パターンを変えなければならないという話題で持ちきりです。

こうした事態に鑑みて、私は、まず「現代」を、資本主義対社会主義という図式で物事が捉えられなくなった1989年以降から、2001年9月11日の事件を経て2006年という現在に至る時期と定義し、その特徴を指摘した上で、日本に生きる私たちの進むべき道を、私なりに考える公共哲学の視点から皆様に示唆して、ご批判を仰ぎたいと思えます。

### 「不安定なグローバル化」の中での「文明の衝突or対話」

現代の特徴として一般的に言えるのは、「不安定なグローバル化の時代」ということです。グローバル化（グローバリゼーション）という言葉は全地球的という意味ですが、この言葉が使われ始めたのは90年代以降で、それ以前にはあまり使われていませんでした。「不安定」という形容詞は、冷戦体制が終わって一部の人が考えたように資本主義が勝利したというおめでたい時代が訪れたのではなく、別の深刻な問題発生して、地球全体が揺らいでいるというイメージで理解して下さい。90年代には、湾岸戦争で始まり、旧ユーゴスラビアでの内戦で多くの人々が殺されました。コソボ空爆もありましたし、東ティモールの独立のために、多くの尊い人命が奪われました。そして、同時多発テロから、アフガン

空爆、そして大儀なきイラク戦争と続いています。

こうした情勢を背景として、改めて頻繁に使われ始めたキーワードの一つに「文明」があります。従来、文明という言葉は人文科学的な教養のレベルで語られることが多かったように思います。しかし現在、この言葉は、国際政治や国連のレベルでキーワードになってきたのです。それはまず、アメリカの著名な国際政治学者のサミュエル・ハンティントンという人が90年代『文明の衝突』という本を出してセンセーションを引き起こしたことに始まりまして。彼は冷戦の終焉に代わって国際政治の表舞台に現れたのは、諸文明の衝突だと診断したのです。確かにハンティントンが指摘したことは一つの診断ですが、彼の見方には、大きな問題があります。なぜなら、彼は諸文明を宗教という単位でひとくくりにしていて、その見方が間違いだと思ふからです。ムスリム教徒はアラブ世界だけでなくアメリカやヨーロッパにも大勢いますし、インドにはヒンズー教徒以外のイスラム教徒もあり、また、アジアにもクリスチャンが多い国もあります。ですから文明と宗教を同一視する見方は間違っています。けれども、そうしたハンティントンの誤りにもかかわらず、国際社会の平和共存のために、諸文明の対立の回避のために、「文明間の対話」は、ますます重要になってきていると私は感じます。文明間の対話は、特にイラクの前の大統領八タミが使っていた言葉です。しかし昨年、大統領が替わって、イランは偏狭路線に逆戻りした観がありますので、文明間の対話と理解の必要性はますます増したと言わなければならないでしょう。

そうした不安定なグローバル化という時代の中で、日本はなにができるかという問題はじっくり考えていかなければならない大問題で、私はそのためには「日本国憲法の前文」と「教育基本法のまえがき」の精神に則った国際貢献が重要だと思います。そこには明らかに一国平和主義を超えた世界の平和と人類の福祉という理念が述べられているからです。

### 耳新しい言葉としての公共哲学

この点については、あとでまた取り上げることにして、次に、公共哲学という新しく始まった学問について、紹介したいと思います。公共哲学という言葉は日本では耳新しい言葉です、『イミダス』とか『現代用語の基礎知識』にはまだ載っていません。ただ、インターネットで「公共哲学」を検索すると膨大に出てきおり、中国語のサイトでもたくさん使われ始めています。さらに、東京大学だけでなく、千葉大学法経学部、早稲田大学政経学部、学習院大学法学部などにも、科目が設けられています。それは一体どういう学問かについては、私の『公共哲学とは何か』（ちくま新書）をお読みいただければ一番よいのですが、まだお読みになっていない方々が大多数だと思いますので、基本的なことから、話しを始めましょう。

### 変遷した公共性の定義とパブリックの多義性

まず、「公共性」という言葉の意味の定義についてお話ししましょう。この言葉は、日本

では時代を経るにつれて変遷してきました。たとえば、裁判の訴訟の判決文でも、公共性の担い手は政府であるという判例が80年代までありました。70年代の市民運動でも、公共性とはお上や政府の言葉だとして、「公共性を撃つ」というスローガンを掲げた市民運動もありました。けれども、その意味が90年代に入ってかなり違ってきています。

その例として、公共性の定義そのものが、『広辞苑』第四版と第五版では違っています。第五版では「広く社会一般に利害や正義を有する性質」と書かれています。ところがそれ以前の版を見ますと、正義という言葉は入っていません。ですからおそらく、どなたかが書き換えたということになります。そのように、時代によって公共性という概念そのものが変わってきているのです。

それと同時に、「公共的（パブリック）」という形容詞の多義的にも注意しなければなりません。英語のパブリックの意味もいろいろございます。皆さまご存じのように、イギリスではパブリックスクールと言うと、有名私立高校のことを指しますね。将来人々のためになるような教育を行うことを建前とするエリート高校です。しかしアメリカでは、パブリックスクールは日本と同じ公立学校という意味です。また、英英辞典で「パブリック」の意味を引くと「政府の、国の」と「公開の」、「人々に関わる」のように、三つぐらいに分かれます。

### 「政府の公（オフィシャル）」と異なる「人々の公共（パブリック）」

そうした言葉の多義性を踏まえながら、私が提唱しているのは、「政府の公」と峻別された意味で、公共性という名詞や公共という形容詞を使わなければならないということです。特にこれは、依然として日本では「お上」意識が強く残存していて、お上から通達されて意味で「公」という言葉が使われがちにだけに、重要です。現代の公共哲学は、先に挙げた三つの意味のうちで、「人々に関わる」という意味でのパブリック＝公共を前面に出します。公共性の主要な担い手は「人々（ピープル）」であり、「民（たみ）」であるということです。 「パブリックオピニオン」とは日本では「世論」と訳されますが、もともとは「公論」という意味です。この日本語が明治維新の頃さかんに使われたことはよく知られています。

「民の公共（パブリックコモン）」と「政府・官の公（オフィシャル）」と「私的領域（プライベート）」、この三つを分けて考えると、私たちが住むこの社会をいろいろな観点で新しく捉え直すことができるのではないのでしょうか。

たとえば、NHKは公共放送であって、国営放送ではありません。NHKなどは人々の受信料で成り立っているわけです。ですから政府に気兼ねするNHKなど、あってはならないはずですが、他方、公共放送は、コマーシャルを出すスポンサーによって成り立つ民間放送とも違うはずですが、公共放送の場合は視聴率の最大化や利益追求（金儲け）が目的となつてはなりません。視聴者の方々によい番組を提供し、重要な事柄やパブリック・イシューを考えてもらうな番組を多く放送し、そのことで外部の人に評価されるという形が、公

共放送のあるべき姿だと思います。他にも、この三つの次元で捉えられる社会的事柄は、たくさんあると思います。たとえばプロ野球は誰のものかという問題もその一つでしょう。プロ野球は「文化的な公共財」として、ファンあってのプロ野球であって、オーナーのためではないわけです。オーナーがプロ野球を私物化することは許されない。このような観点が他のプロスポーツにも言えるかと思います。

### 「民の公共」が支える民主主義

こうした発想の延長で、民主主義の理念を考え直すことが重要でしょう。公共哲学は、政府の活動や営利企業の活動の「正当性(レジティマシー)」が「民(人々)の公共」によってチェックされ、正当化され、批判されるという民主主義観を提示します。官僚や公務員の公的活動は人々の税金によってまかなわれますから、それを選挙、世論、オンブズマンなどの制度を通して判断し、是非を下すのが、民(人々の)公共の任務です。また、私的営利企業といえども、公共的なルールの中で活動を行っていますし、最近では企業の社会的貢献(CSR)も注目されており、その内実を判断するのは民(人々)であるわけです。選挙やオンブズマン、世論などが政府のあり方を、信頼や評価などが企業のあり方をそれぞれチェックする形で、民の公共が働くこと、それが現代社会における民主主義の基本的理念だと私は思います。ですから、民主主義を維持するためには責任がすごく伴うということ、それが公共哲学の大きな一つの主張であります。人々の公共性が国家や政府をつくり、さらに企業のあり方をも承認したり批判したりするようなダイナミックな民主主義観が今求められているのではないのでしょうか。

### 価値を媒介とする活動やコミュニケーションが生み出す公共世界

こうしたダイナミックな民主主義を理解するためには、公共性という一つの性質を表す名詞よりも、「公共世界(パブリックワールド)」という言葉を使った方がよいかもしれません。公共世界という言葉は、ハナ・アーレントという20世紀を代表する女性哲学者が、『人間の条件』(ちくま学芸文庫)という本の中で示唆した言葉です。彼女は、公共性というものは、「異質性と共通性をかね備えた人々が、自由な活動やコミュニケーションによって成り立たせる我々の世界」であるというようなことを述べています。いわゆる身内以外の人々の活動やコミュニケーションが基礎になって作られ支えられる価値の世界、それを公共世界と呼んでいいでしょう。子供たちが最初にこの公共世界を体験するのは何処かというところ、やはり学校です。そこで子供達は身内以外の他人と初めて一緒にいて、色々な価値を共有し合うのですから。大人になるにつれて、公共世界はどんどん広がっていきます。その際、公共世界には、何らかの「価値」が含まれるということに注意しなければなりません。たとえば、公正、公平、信頼などです。こういった価値を媒介にしたコミュニケーション活動があって初めて、公共世界ができたり、公共的ルールが創られたりしているわけです。見方を変えれば、価値を媒介とした活動的コミュニケーションがないところでは、

公共世界は萎縮したり、希薄になたりするでしょう。

### 「個人と社会」のあり方を再考する試み

ではいよいよ、如何に生きるかという本題に入りたいと思います。「個人と社会」というテーマは、古くて新しい問題です。個人が悪いから社会が悪い、社会が悪いから個人が悪い、そういった循環論法を繰り返すことは不毛です。一口に「社会」といっても何を指すか曖昧ですし、「個人」といってもどういう意味で用いられているか定かでない場合が少なくありませんから。そうした循環論法を避けるためにも、公共哲学は「個人と社会」のあり方を、「公共性や公共世界」という概念を媒介にして、根源的に考える学問である、というふうにご理解いただければと思います。

### 「滅私奉公」批判

ところで、今の日本で「公共」という言葉を嫌がる年配の方々は、少なくないかもしれません。おそらくそれには根拠があって、日本には従来、「滅私奉公」という言葉が美德とされた過去があって、公共性という言葉はそれを連想させるからだろうと思います。皆様ご存じのように、これは、「私を犠牲にして公に尽くす」ライフスタイルを奨励するという、戦前、特に昭和初期に「教育勅語」とともに猛威を振るった言葉です。ただこのような考え方やライフスタイルは、戦後もかなり残存していると思います。「24時間戦えますか？」というコマーシャルも一時流行りましたが、個人の生活を犠牲にして自分が働く組織に尽くした結果、過労死や過労自殺という結末を招くというパターンがその典型です。私の知人である川人弁護士が『過労自殺』（岩波新書）という本を書いておりますけれども、組織のために自分を犠牲にしてもかまわない、家族を犠牲にしてもかまわない、そういうライフスタイルが日本では今でも賞賛される傾向が残っています。

しかし現代の若者の中には、特に国家という組織に尽くす生き方をカッコいいという感じる者が多いかもしれませんね。というのも、国家という公に身を捧げるライフスタイルを賞賛する小林よしのりさんの漫画が数十万部の単位で売れているからです。けれども、そうした「滅私奉公」を讃える漫画は、実に危険な全体主義のイデオロギーの再現に他ならないと私は思います。私がコミットしている公共哲学の最初の任務は、なによりもまず、そうした滅私奉公のイデオロギーやライフスタイルを批判することです。

### 「滅公奉私」批判

さて、これに対して、「滅公奉私」という言葉を聞いたことのある方は少ないと思います。これは、日高六郎という著名な社会学者が1980年に出した『戦後日本社会を考える』（岩波新書）という本の中で使われた言葉で、自分だけが私生活を楽しめればよく、社会や政治のあり方には興味を示さないというようなライフスタイルを指します。これには、単なるオタク族、引きこもり、ニート（この言葉はあまり使いたくないのですが）など、

様々な段階があると思うのですが、他人に迷惑をかける段階にまで及べば、非常に問題です。学級崩壊なども、滅公奉私型の子供の行動パターンの所産と言ってよいでしょう。ただこの二つ、「滅公奉仕」と「滅私奉公」は、意外と遠いようで近いところがあります。オタク的なライフスタイルやエゴイスティックな考え方で生きてきた若者が、小林よしのりさんの滅公奉仕を称える漫画を読んで急に人生の使命感に目覚めたりするのは、「滅公奉私」が「滅私奉公」へ転化するパターンです。他方、会社のために尽くしてきたけれども、退職したら生き甲斐を失い、アルコール漬けの生活を送ってぜんぜん社会のことには興味がないという生活や、自暴自棄みたいな生活を送るようになるというのは、「滅私奉公」から「滅公奉私」へ転化するパターンです。

### 「活私開公」というライフスタイルと社会観

この双方に反対して、私が薦めたい生き方は、高橋道郎先生が皆様のお手元にある『教弘通信』の巻頭言で書かれている「活私開公」です。これは、「私という個人一人ひとりを活かしながら、人々（民）の公共性を開花させて、更には政府の公を開いていく」というような生き方を現す言葉です。一人ひとりを力づけ（エンパワーし）ながら、人々が創り出したり支え合ったりする公共世界を生き生きとしたものにし、それを力として、政府や官僚を動かしたり開いていくような社会観やライフスタイルこそ、これからの日本で必要とされるものだと思えます。

### 活私開公の人間像：応答的な「自己 他者 公共世界」理解

ここで、「個人は社会的存在である」という昔からよく言われる命題に、公共哲学的な考察を加えてみたいと思います。それは、「自己」と「他者」と「公共世界」を切り離すことなく相互関連させながら理解するやり方です。「自分が一体何物なのか」という問題関心は、若者の間でも非常に流行っていますね。インターネット上でも、自分探しであるとか、癒し系サイトが多く見出されます。しかし、この「自分とは何だろう」という自己理解と、他者を理解することと、人々が生きる価値的な場である公共世界とを、できるだけ関連づけて考えることが、「活私開公」のライフスタイルにとって必要だと思います。私たちが生きている公共世界を活私開公の世界にするためには、絶えず一人一人が「リクス（応答的）」し合って、生きるということでもあります。学校を例に取れば、先生と生徒の関係、生徒内の関係の中で、応答的なコミュニケーションを通し、自分とか他人とか公共世界というものの理解を豊にしていくというような人間関係が理想的です。

### 公共的な感情（パブリック・エモーション）の大切さ

学校での社会科教育も、願わくはこういった根本的な社会観を教えてほしいものです。個人がいて、その外側に大きな社会の制度があるといった対立的な見方ではなくて、個人一人一人の繋がりの中で、公共世界が形成され、それを基礎として制度やルールが存在する

というように社会観を変革しなければならないと思います。そして、そういった一人一人の繋がりを可能にするものとして、公共的な理性というものの他に、パブリックエモーション＝公共的感情を大切にしなければならないでしょう。

今、世界的に若者を惹きつけているのは、コンパッションという感情です。これは、「苦しみをかち合う感情」です。たとえば、一昨年暮れにタイやインドネシアやスリランカなどで大きな津波がありましたし、昨年はパキスタンで大きな地震もありました。そういうときに、被害者と苦しみを分かち合う感情がコンパッションです。この感情を同情と言ってしまえば、下手をすれば差別につながることもあります。苦しみの分かち合い、共苦といえ、立派な公共的感情です。それは、たとえば孟子が「惻隱の心」という言葉で、またルソーが「ピティエ」という言葉で話した自然にわき起こる感情です。

他にもいろんなレベルの公共的な感情があります。わかりやすいのは私憤と区別された公憤、人々が分かち合える怒りですね。私憤という怒りは、基本的にプライベートなレベルでの怒りです。それに対して、公憤はまさにパブリックな怒りで、共有しあえる怒りです。このような公憤やコンパッションなどの公共的感情を基にして、人々を煽り立てることなく、公共世界を創出していくことこそ、今の不安定なグローバル化の時代に求められていることだと思います。これは、「自発的な精神」と同時に「自他の敬愛と協力」を謳った教育基本法の第二条にもつながる考えです。

## 活憲という理念

では次に、こういう見方を示した上で、日本国憲法と教育基本法の問題に入っていきます。

高橋先生が「護憲」という言葉を使いましたが、実は私、この「護憲」という言葉はあまり好きではないのです。私は今の自民党が考えている「改憲」には絶対反対ですが、それに対抗するためには「護憲」だけでは不十分なような気がします。それで、私が好きな言葉は「活憲」です。昔は「憲法を暮らしに活かそう」という言葉がありましたが、実際にそういった雰囲気は今乏しくなっているように思えます。そういった実体がないところで、単に護憲、護憲とだけ言うと、若い世代が不信感を示すのも故なきことではありません。それに対して活憲は、暮らしの中に憲法を活かすという「攻めの姿勢」が要求されます。そうした積極性が欠けていると、若者からは守旧派のように思われてしまうおそれがあります。誤解がないように言っておきますと、この活憲の理念は、改憲とは結びつきません。憲法を活かすという攻めの姿勢を持ちさえすれば十分で、憲法を変える必要はまったくないのです。

## 個人の権利（権理）と「公共の福祉」の相補性

そうした「活憲」という理念の下で、公共哲学が重視したい緊急の課題は、まず、「公共の福祉」という概念を再解釈して暮らしに活かすということです。公共の福祉という言葉は、



憲法12条、13条、22条、29条と四つ出てきます。その「公共の福祉」という言葉を、自民党は「公益および公の秩序」に変えようとしています。私はこの改訂案には絶対反対です。「公共の福祉」と「公益および公の秩序」とでは、意味がかなり違うからです。

12条と13条で謳われている「個人の権利」や「個人の尊厳」と「公共の福祉」がどうかかわるかは、公共哲学にとって基本的なテーマです。ここで、ついでに私は、権利の「利」という言葉を、できたら「理」という言葉に変えてほしいという強い願望を持っていることを、皆様にお伝えしておきたいと思います。理性の「理」こそ、本来の英語のライト(right)にぴったりの漢字なはず。利益の「利」では、「正しい」という意味を含んだrightの意味が歪んで理解されるおそれがあります。たとえば、今の『広辞苑』に載っている権利の定義が非常によくなくて、自分の権益守ることだと書かれているのです。そのように定義されると、個人の権利と公共性が対立的に捉えられるおそれが生じ、現に、教育基本法改訂論者からそうした対立的見方の主張が出されています。しかし、権理という漢字だと、当然個人が理性的に持つものという意味になりますから、「個人の権理と公共性が補完し合う」という考え方が受け入れられやすくなります。

とは言っても、漢字は当分変わりそうにないので、当面は権利という漢字をそのまま当てることにして、「個人の権利」と「公共の福祉」の関係を公共哲学がどのように捉えるかについて、簡単に述べておくことにしましょう。ここでポイントになるのは、「個人」という概念です。公共哲学は、個人という概念には、「自分(自己)」だけではなく「他人(他者)」も含まれることを強調します。つまり、個人の権利というのは、自分の権利だけではなく、一人ひとりが持つ権利を意味し、個人の尊厳とは、自分だけでなく、他人一人一人を大切にしなければならないということの意味します。自分の権利と同時に他人の権利を尊重するという考え方ですから、一人一人の権利がぶつかった場合、当然調停が必要なわけです。そこで「公共の福祉」(みんなの幸せと言ってもいいかもしれませんが)に即して個人の権利を調停せざるをえないわけです。そしてそう考えますと、12条と13条に記された「個人の権利や尊厳」と「公共の福祉」はぶつかるどころか、補い合わなければならないことが理解できるでしょう。まさか「個人の権利」が「他人に危害を与える権利」まで含むなどは、誰も考えないでしょうし、個人の権利とは、何をしてもいい権利ではありません。それは、「誰もが承認できる理に適った人権」を意味しています。

### 社会権と公共の福祉

しかし、人権には12条と13条が謳うような自由権の他に、25条が謳う社会権があります。25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と書かれており、社会福祉という言葉がでできます。また29条には、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」とあります。ここで25条の

「社会福祉」と29条の「公共の福祉」がどのように違うのかという問題が生じますが、私はこの二つは等価概念だと思っています。人々の社会保障費を、人々や私企業からの税金でまかなうために、「人々の連帯」という価値が必要とされるわけです。「みんなの幸せ = 公共の福祉のために税金を納める」と考えるわけです。

25条の思想は生存権思想とも社会権とも呼ばれています。12条、13条が自由権としての人権であるのに対し、25条は社会権としての人権です。この意味でも、人権と「公共の福祉」は補完し合うと考えなければならないでしょう。

### **福祉 = well-being の新しい思想：ケイパビリティ・アプローチ**

この日本語で福祉という概念は、最近の英語では、welfare ではなく、「well-being」という言葉で表わされることが多くなりました。well-being は、「良く在ること」を暗示するように、福祉にとって重要なのは、一人ひとりの生活の質なのだ、という思想の表明でもあります。この福祉思想に大きな影響を与えている人として、アマルティア・センとマーサ・ヌスバウムがいます。センはインド生まれでイギリスのケンブリッジで教える経済学者ですが、1998年にはノーベル経済学賞をもらいました。マーサ・ヌスバウムは、シカゴ大学で教える女性の政治哲学者・教育学者ですが、センとヌスバウムは二人とも公共哲学者と呼んでいいでしょう。この二人の見解を、ここで簡単に紹介してみます。

この二人は、「福祉」というものを所得の増大といった量的なレベルで考えずに、むしろ「人々の自己実現」がどれだけ達成されているか、あるいは「自分の暮らしを選ぶ自由度」がどれだけあるか、に基づいて考えていく「ケイパビリティ・アプローチ (capability approach)」という方法を確立しました。この方法で重要視されるのは、一人一人の自己実現としての well-being であり、生まれつきハンデを負っている人、事故などに遭ってハンデを負うようになった人、自分の責任ではないのに貧しいところに生まれてきた人、そういった自己実現のチャンスを奪われてしまった人々に対して、「公平に機会の平等」を作っていく社会政策（公共政策）の必要を唱えています。こうした考え方は、UNDP（国連開発計画）などでも取り入れられています。単なる経済開発だけではなく、「人間の経済開発」が重視され、教育や福祉全般のことが包括的に研究されています。今日この話をすると長くなりますし、私も最近、『社会福祉思想の革新 福祉国家・セン・公共哲学』（かわさき市民アカデミー出版部）というブックレットを出しましたので、興味ある方はそれを読んで頂ければ幸いです。

このように福祉という概念は変わってきています。ですから、それを「公の秩序」と置き換えようとする自民党の動きには、極力反対せざるを得ないのです。

### **憲法の9条だけでなく「前文」も重要**

さていよいよ、平和憲法を支える「9条」と「前文」というテーマに入りましょう。これはまさに重要な問題ですが、私は憲法の「前文」と切り離して9条だけを言うのは、逆効

果になるおそれがあるように思っています。前文は全人類や国際社会へ向けての発信ですが、それを踏まえずに9条擁護だけを叫んでも、他国からは、一国平和主義の主張としか受け取られかねないからです。戦後日本は確かに平和が続いてきました。しかしそれがアメリカの軍隊が日本に駐留しているという前提のもとであったことを忘れてはなりません。お隣の韓国・朝鮮の20世紀の歴史に思いをはせてみて下さい。20世紀の前半には、日本は韓国を植民地化していました。そして戦後は、日本が平和を享受して、韓国・朝鮮は内乱に陥り、圧政が続きました。日本は、朝鮮特需をはじめ、そうした他の国の犠牲を踏み台にして、自分たちだけが経済を成長させ、平和を享受してきたという側面があるわけです。この点を、護憲論者は忘れてはなりません。

現憲法の前文には、一国平和主義を乗り越えるような理念が次のように謳われています。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。こうした前文の理念に則り、活憲論者は、非軍事的な国際協力、たとえば高橋先生が行っていらっしゃる東ティモールでの平和活動のようなことを、日本は率先して行う義務があると、私は思います。前文と9条を共に活かしつつ、さらに人類の福祉に貢献するような「くにのかたち」ができれば、日本は世界中から尊敬されるようになるでしょう。

### 「WA」の哲学

ここで、私がコミットし始めた一つの具体的なお話をしようと思います。ユネスコという国連の一機関があることは皆さんご存じですね。国連教育科学技術機関の略語で、本部はパリにあります。ここでは、アングロ・アメリカの影は薄く、アフリカやアラブ世界の影響が大きいのが特徴です。かつてユネスコがあまりにも反米であり、左翼的であるという理由で、レーガンのアメリカ、サッチャーのイギリスが脱退したために、予算が激減したことがありました（現在、両国は再加盟しました）。

現在の事務局長は、日本人の松浦晃一郎氏で、そこでいろいろな企画がなされています。その中で私がコミットし始めたのが、「地域間哲学対話」です。ユネスコ内部では、「WA」という言葉が流行しつつあります。「WA」に「R」をつけると「WAR」で戦争という意味になるので、その「WAR」と対立的な概念としての「WA」が視覚的にもアピールしているようです。日本語で「和」と言うと、ある意味で危ない言葉に響くかもしれませんが、この「WA」という概念を、21世紀の国際社会に向けて更新し発信することを、私自身は考えており、昨年11月に行われたユネスコでの会議でそれを発表しました。

### 「和」と「同」の違い

「和」という言葉を、中曽根元首相が日本固有の精神として、憲法の前文を改訂してそこに導入したかったようですが、私の考えでは、中曽根さんは間違っており、和は日本固有の特殊な価値ではなく、「諸文明に通底する普遍的な価値」だと思えます。

たしかに「和漢洋」と言えば、それは日本を意味しますし、和食と言えば日本食を意味します。しかし「和声」と言えば音楽でのハーモニーを意味し、それは「種々の異なる楽器」によって成立します。また、儒教の古典に、「君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず」という有名な箴言があり、和と同は似て非なるものであることが虚長されています。しかし、日本語で、和と同が区別されないことが多いようですね。皆さんの中で「和を乱すな」と怒られたり叱られたりした経験をお持ちの方もあられるでしょう。けれども、「和を乱す」とは非常に曖昧で乱暴な言葉です。その場合の「和」とは、みんなで同調し合うという意味でしょうか。だとすれば、それは儒教の意味でも、音楽のハーモニーの意味でもありません。「個性を尊重しながら和を生成させる」ということと、「個性を無視して同調させる」ことでは、まるで意味が違います。もともと中国古典の『春秋左氏伝』には、和とは、色々な食材を使ってスープや料理を作ることだと記されています。また、「同」は上司に非なることがあっても上司にへつらって同調することで在るのに対し、上司が非なることを考えたり言ったりしたら、上司にその非を進言して、良い方向に上司の考えを変えようとするのが「和」の精神だと説かれています。

### 調和・平和・和解

では、この「同」とは似て非なる「和」の意味を、平和の公共哲学によって更新するには、どのように考えたらよいでしょうか。

和英辞典で「和」という項目を引くと、harmony とか peace とかと記されています。さらに辞書によっては、reconciliation という言葉も出てきます。そういう英語ですと、外国人の方はすばらしい日本語だと思うでしょう。ですから日本人は、そういった英訳（意訳？）を逆に利用して、「和」という日本語を更新するべきだと私は思います。「多様性の中の調和」こそ、「和して同ぜず」の心髄であり、平和の条件だと、不安定なグローバル化の時代の中で訴えていかなければならないのです。更に重要な理念は、reconciliation = 和解、仲直りという意味です。皆さん先生方の中で、たとえば学校で生徒さんが喧嘩をしたとき、どのように仲直りさせ、和解にもっていくかで苦労された方も多いと思います。そうしたとき、いきなり喧嘩両成敗に持っていくことはできません。どちらが悪いとか、被害者、加害者などを公平に調査した上で、和解にもっていく方法が採られなければならないでしょう。大人の場合はなおさらです。そもそも、加害者が和解を申し出ることはできず、加害者がまず謝罪をし、その上で被害者が許すというプロセスがなければ、和解に至りません。残念ながら、この和解の精神を日本の一部の政治家や国粹主義者はぜんぜんわかっておらず、そのために中国や韓国との関係がますます悪化しているといっても過言ではないでしょう。いずれにせよ、大切なのは、調和・平和・和解の意味を包含した「和」を、未来を創るためのプロセスとして捉える見方です。

### 「和やかな和らぎの輪」としての平和運動

さらに、ここで日本語の訓読みだけに特徴な点に着目しますと、「和」は、和らぐとか和らげる、和やか、のようにソフトな響きやイメージを伴った概念としても理解出来ます。これは儒教にはない（仏教からの影響もある）独特の日本語のニュアンスであり、この強みをも日本人はもっと活かすべきでしょう。たとえば平和運動をしている人に対して、怖いタイプのおじさん中心の運動だというイメージを抱いている日本の若者も少なくないようですが、そうしたイメージを払拭するためにも、平和運動を「和かな和らぎの輪」として再構築する必要があるでしょう。そうした形で、先に述べた「活憲」を考えていくこと、それがこれからますます重要になってくるのではないのでしょうか。

### 「グローバル」という実践的な視点

最後に、活私開公の理念で生きていくために、こういった足場を作っていくのがいいかに関連して、「グローバル」という概念を紹介したいと思います。この言葉は、いろいろなところで、イデオロギーの違いを超えて、使われ始めている言葉で、「地方の、地域の、現場の」という意味を持つ、ローカルという言葉と、「全地球的な」という意味のグローバルを兼ね備えた造語です。

公共哲学的な意味でこの言葉を説明してみましょう。個人一人一人は、それぞれ生きる「現場」をもっており、現場なくして、個人は根無し草になります。また、それぞれの人はそれぞれの「地域」というバックグラウンドを持っていることでしょう。それぞれの地域は、それぞれの歴史的・文化的特徴を持っていて、均質ではありません。そうした「現場」や「地域」というローカリティに根を下ろしながら、憲法と教育基本法の前文でも謳われている「世界の福祉と人類の福祉に貢献する決意」を實踐していくのが、グローバルな活動です。

### 多層的な「自己 他者 公共世界」理解

その場合、先に述べました応答的な「自己 他者 公共世界」理解と同時に、「多層的な自己 他者 公共世界」の理解が必要となるでしょう。これは、地球市民的なレベル、国民的なレベル、地域住民的なレベルなど、多層的なレベルで、自分や他人や、公共世界を理解していく生き方です。たとえば、自分は、「宮城県民でもあるし、日本国民でもあるし、東アジア人でもあるし、地球市民でもある」というような自己理解です。偏狭なナショナリストが、「自分は日本人だ」というアイデンティティを最高の価値に置くのに対し、「自分は日本人でもあるし、地球市民でもあるし、宮城県民でもある」という多層的な自己理解（そして、他者理解と公共世界理解）をしていくのが、グローバルな公共哲学からみた理想の生き方です。

### 「ある」論と「べき」論と「できる」論の統合

時間も尽きて参りました。以上のような生き方を実りあるものにするための重要な方法を

述べて、締めくくりとしましょう。それは、「ある」というレベルと「べき」というレベルと「できる」というレベルを、区別しながらもできるだけ統合していく生き方です。世界が「現にある」姿の知識、世界が今後「どうあるべきか」という規範についての論議、良き公共世界を創り出すために一体「何ができるか」という政策的な論議と実践、この三点セットがあって、私たちの生き方は力を持つでしょう。

世界が実際にどういう現実なのかを知ることは重要です。しかし、それだけで終わったら、現状の変革に結びつかないでしょう。たとえば、教育現場を例に取った場合、いじめとか学級崩壊の姿を知るだけでは済まされません。教育現場が「どうあるべき」か、また現状変革のために「何ができるか」について、先生方は真剣に議論し、実践に移さなければならないでしょう。公務員の方々の仕事も、「現場の実情」を知るだけでは終わらず、何をやる「べき」で何をやる「べきでない」か、また、何が「できて」何が「できない」か、をわきまえなければならないでしょう。またお医者さんも、患者の方々がどういう病状に「ある」のかを知るだけでは、仕事の半分にもなりません。お医者さんは、病状が分かったら、どう「治療すべき」か、治療として「何ができるか」を処方しなければなりません。

このように、何があるかを知り、何をすべきかと、何ができるかについて、考え議論し合うことを、いろいろな現場で実践していく。そうすれば、「理想か現実か」といった二項対立的な考え方は突破されます。「理想か現実か」の二者択一ではなくて、「理想の追求」も「現実の透徹した理解」も共に大切なのです。机上の空論だけの理想主義でも、現状追認の現実主義でもない、「理想的な現実主義」ないし「現実的な理想主義」、そういう生き方がいま必要なのだということを強調して、結びの言葉としたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(大きな拍手)